

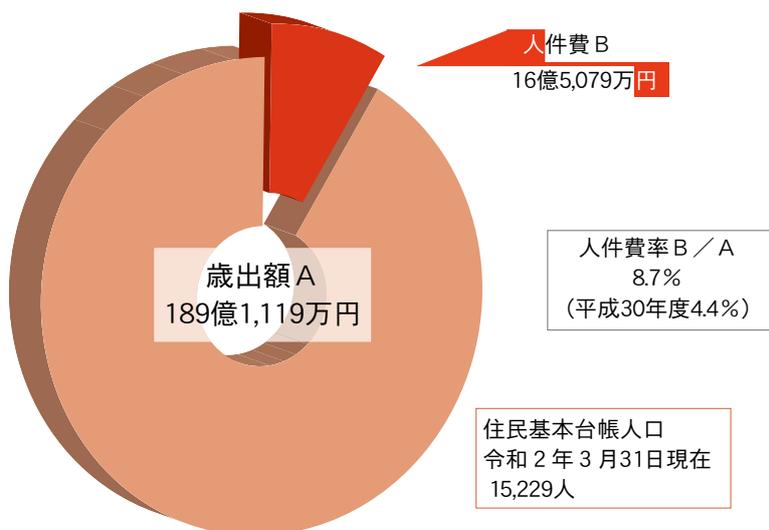
給与の公表

職員には一定の基準に基づいて給与が支給されていますが、町民の皆さんに理解を深めていただくため、職員給与の仕組みや職員数などについて主な内容をお知らせします。

◆問い合わせ 町総務課行政係 ☎ 82-3111 内線 412 へどうぞ。

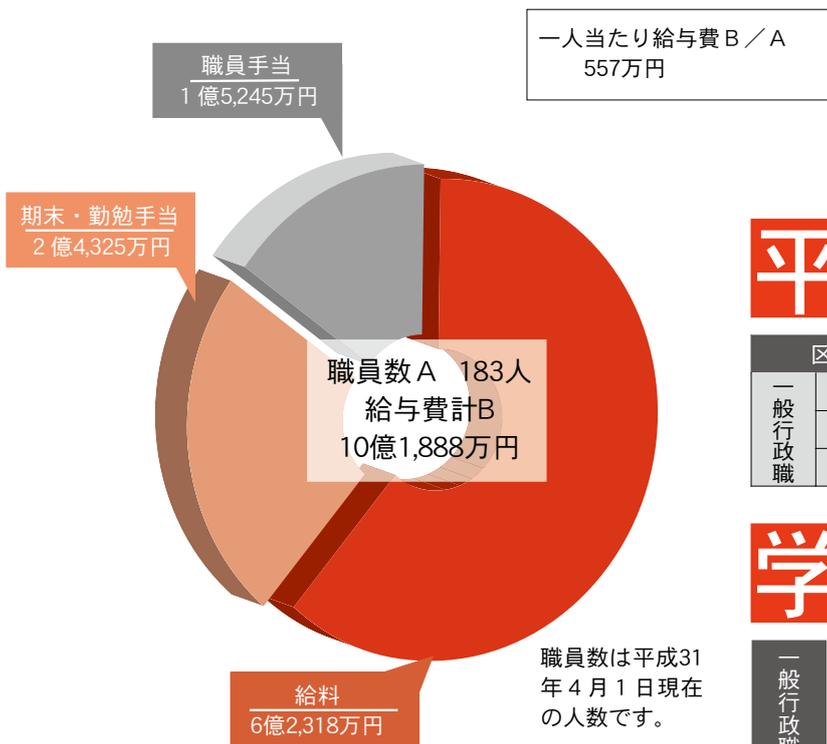
人件費の状況 (令和元年度普通会計決算)

人件費には、特別職の給料や報酬を含みます。



給与費の状況 (令和元年度普通会計決算)

職員手当には、退職手当は含まれていません。



平均給料月額と平均年齢

職員給料月額と年齢の平均値を国、県と比較

区分	平均給料月額	平均年齢	
一般行政職	山田町	286,463円	39歳3月
	国	327,564円	43歳2月
	岩手県	320,019円	42歳7月

学歴別・経験年数別平均給料月額

一定年数経過した職員の給料月額を学歴別に県と比較

学歴	経験年数	山田町	岩手県
一般行政職 (大学卒)	経験年数10年	252,000円	250,902円
	経験年数15年	304,900円	304,688円
	経験年数20年	331,100円	347,990円
一般行政職 (高校卒)	経験年数10年	231,500円	216,362円
	経験年数15年	270,800円	246,188円
	経験年数20年	310,900円	306,724円

初任給の状況 (一般行政職)

学歴別の初任給を国、県と比較

一般行政職	山田町	国	岩手県
大学卒	183,800円	182,200円	183,800円
高校卒	151,900円	150,600円	151,900円

※各表とも特に記述のない場合は令和2年4月1日現在の数値となります。

期末・勤勉手当

民間企業の賞与に当たるもので6月と12月に支給

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1,300月分	1,300月分	2,600月分
勤勉手当	0.925月分	0.925月分	1.850月分

※国と同様に職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。

特別職の報酬

町長や議長など特別職に支給される報酬の状況

区分	町長	副町長	議長	副議長	議員
給料・報酬月額	705,000円	567,000円	280,000円	231,000円	216,000円
期末手当	6月期…1,675月分		12月期…1,675月分		計…3,350月分

※期末手当には国と同様に加算措置があります。

級別職員数の状況（一般行政職）

階級（役職）別の職員構成

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・主事補	38人	24.2%
2級	主事・技師	41人	26.1%
3級	主査・主任	33人	21.0%
4級	課長補佐・副主幹	10人	6.4%
5級	課長・課長補佐 副主幹	32人	20.4%
6級	課長	3人	1.9%
計		157人	100%

部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

職員数の異動状況を示したもの

部門	区分	職員数		増減	主な増減理由	
		令和2年度	令和元年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3人	3人		
		総務	52人	47人	5人	業務増のため職員増
		税務	10人	10人		
		農林水産	21人	20人	1人	業務増のため職員増
		商工	6人	6人		
		土木	23人	30人	▲7人	機構改革に伴う職員減
		民生	30人	27人	3人	欠員補充
		衛生	15人	14人	1人	欠員補充
	計	160人	157人	3人		
	教育	27人	26人	1人	業務増のため職員増	
消防	—	—				
小計	187人	183人	4人			
公営企業部門	水道	7人	7人			
	下水道	5人	5人			
	その他	12人	12人			
小計	24人	24人				
合計		211人	207人	4人		

時間外勤務手当（普通会計）

正規の労働時間を越えた勤務に支給

元年度	支給総額	
	75,186千円	職員一人当たりの支給年額
30年度	50,949千円	
	職員一人当たりの支給年額	307千円

退職手当

退職時に勤続年数に応じて支給

区分	山田町	国	
自己都合	勤続20年	19.6695月分	19.6695月分
	勤続25年	28.0395月分	28.0395月分
	勤続35年	39.7575月分	39.7575月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
勸奨（応募認定・定年）	勤続20年	24.586875月分	24.586875月分
	勤続25年	33.27075月分	33.27075月分
	勤続35年	47.709月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%~30%加算)	定年前早期退職特別措置 (2%~45%加算)	
退職時特別昇給	勸奨退職 4~8号棒	—	

扶養・住居・通勤手当

各手当の支給基準（月額）

扶養手当	配偶者及び父母等は6,500円、子は10,000円。16~22歳の子は5,000円加算。
住居手当	借家等は家賃23,000円までは12,000円との差額、差額が11,000円を超えるとときには、超えた額の1/2（16,000円限度）に11,000円を加算。
通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額（50,000円限度）。自動車利用者は3,600円から18,800円の範囲で距離に応じて支給。

特殊勤務手当

困難な業務に従事した職員に支給

職員全体に占める手当支給職員の割合	6.6%
支給職員の平均支給年額	20,000円
主な手当の名称とその種類	町税の賦課徴収、行路死亡処理、犬猫死がい処理など9種類